

新制度に関して葉山町で制定する各種基準の一覧

区分	概要	国基準	制定時期	対応案
教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準（運営基準）	教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の運営基準。認可は県。 地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業者内保育事業）の運営基準。認可は町。	内閣府令第 39 号 （平成 26 年 4 月 30 日）	平成 26 年 10 月	条例 国基準と同じにする。
地域型保育事業認可基準	地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の認可基準。 小規模保育事業には、A 型・B 型・C 型の 3 タイプあり。	厚生労働省令第 61 号 （平成 26 年 4 月 30 日）	平成 26 年 10 月	条例 国基準と同じにする。
放課後児童健全育成事業基準（放課後児童クラブ設置運営基準）	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備運営基準。 町への届出制。	厚生労働省令第 63 号 （平成 26 年 4 月 30 日）	平成 26 年 12 月	条例 基本的に国基準と同じにするが、町の状況をふまえて決定する。
支給認定基準（保育の必要性の認定）	新制度の認定こども園、幼稚園、保育所を利用する際の認定基準。	平成 26 年 5 月に政省令（案）が出る予定。	平成 26 年 10 月	規則 国基準と同じにする。
費用・利用者負担（保育料徴収基準）	新制度の認定こども園、幼稚園、保育所の利用料。	平成 26 年 5 月に利用者負担（案）が出る予定。	平成 26 年 10 月	規則 国基準と同じにするか、要検討。

子ども・子育て支援新制度 給付・事業の全体像

<p>子ども・子育て支援給付</p>	<p>施設型給付</p> <ul style="list-style-type: none">・ 認定こども園・ 幼稚園（3歳～就学前）・ 保育所（0歳～就学前） <p>地域型保育給付（主に0～3歳）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 小規模保育（利用定員6人以上19人以下）・ 家庭的保育（利用定員5人以下）・ 居宅訪問型保育・ 事業所内保育（地域開放型） <p>児童手当</p>
<p>地域子ども・子育て支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 利用者支援事業（保育コンシェルジュなど）・ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）・ 妊婦健康診査・ 乳児家庭全戸訪問事業・ 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）・ 子育て短期支援事業（ショートステイ等）・ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）・ 一時預かり事業・ 延長保育事業（時間外保育）・ 病児（病後児）保育事業・ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業・ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業